

美郷町生活支援体制整備協議体設置要綱

(目的)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の4第2項第5号に規定する事業を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な生活支援体制の充実・強化を図ることを目的として、美郷町生活支援体制整備協議体(以下「協議体」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議体は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域資源及び地域ニーズの把握に関すること。
- (2) 地域資源の特定及び開発に関すること。
- (3) 関係者間のネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の支援ニーズ及び取組みの整合に関すること。
- (5) 生活支援コーディネーターの組織的な支援に関すること。
- (6) その他生活支援体制の充実・強化に関すること。

(構成)

第3条 協議体は、次に掲げる者(以下「委員」という。)15名以内をもって構成する。

- (1) 社会福祉法人美郷町社会福祉協議会の職員
- (2) 公益社団法人美郷町シルバー人材センターの職員
- (3) 美郷町民生委員
- (4) 美郷町の介護サービス事業者
- (5) 美郷町老人クラブ関係者
- (6) その他町長が必要と認める者

2 委員は、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議体に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、協議体を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議体の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、協議体の会議の議長となる。

3 協議体は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、協議体の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 協議体の委員及び会議に出席を求められた者は、協議体において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議体の庶務は、福祉保健課地域包括支援班において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議体の運営に関し必要な事項は、委員長が協議体に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。